

ごみの分別方法及び収集体制の一部変更について

1 趣旨

市民のごみ排出時の利便性及び安全性の向上並びに分別負担の軽減を図るため、平成 28 年 4 月 1 日からごみの分別方法及び収集体制の一部を変更し、分別品目を 13 種から 12 種に、また、新たに危険物収集日を設けようとするものです。

2 分別方法及び収集体制の変更概要

- (1) 容器包装プラスチックは、白銀環境清掃センターにおいて、リサイクルに適する物と適さない物に手選別作業で仕分けを行っていますが、中には、汚れのひどい物が混在していて、リサイクルに適した物まで汚してしまう原因となっています。

排出時に軽く水洗いしても落ちないような汚れのひどい容器包装プラスチックについては、「燃やせるごみ」として収集することにより、家庭での洗浄作業と収集後の手選別作業の負担を軽減します。

- (2) ペットボトルは、人口が集住し、集合住宅が多く立地している津地域、久居地域及び河芸地域において、収集日まで家庭での保管場所の確保が難しく、また、ごみ一時集積所が狭隘で収まり切らない場所もあることから、月 1 回から月 2 回に収集回数を増やします。
- (3) 家庭からの排出時やごみの収集時に爆発・火災事故の原因となる簡易卓上ガスボンベ、スプレー缶、ライター等については、現行の「金属」や「燃やせないごみ」としての分別品目から、蛍光管・乾電池、水銀式体温計と併せて「危険物」に変更し、3～4 か月に 1 回収集します。

なお、変更後は、簡易卓上ガスボンベ、スプレー缶については穴を開けずに排出できるようになります。

3 今後の対応

平成 27 年 10 月以降、広報津、津市ホームページ及び環境だより等により市民の皆さまへお知らせするとともに、連合自治会の会議の場などにおいても変更となる品目の説明を行い、各自治会を通じてチラシ等の配付を行っていきます。

また、平成 28 年 3 月には、「ごみ分別ガイドブック」を新たに全戸配付します。

分別品目及び収集回数

変更前

No.	分別品目	回数
1	燃やせるごみ	8
2	燃やせないごみ	1
3	金属	2
4	びん	1
5	容器包装プラスチック	4
6	その他プラスチック	1
7	蛍光管・乾電池	1
8	新聞	1
9	雑誌	1
10	ダンボール	1
11	紙パック	1
12	衣類・布類	1
13	ペットボトル	1

★ 13 種

◎ 現行の危険物

簡易卓上ガスボンベ、スプレー缶、ライター、
蛍光管・乾電池、水銀式体温計等の危険物につい
ては、金属、燃やせないごみ等の分別品目で収集

変更後

No.	分別品目	回数
1	燃やせるごみ	8
2	燃やせないごみ	1
3	金属	2
4	びん	1
5	容器包装プラスチック	4
6	その他プラスチック	1
7	新聞	1
8	雑誌	1
9	ダンボール	1
10	紙パック	1
11	衣類・布類	1
12	ペットボトル	2

★ 12 種

【変更点】

1 燃やせるごみ

○ 可燃物 + 汚れのひどい容器包装プラスチック

12 ペットボトル

○ 収集回数増

(津・久居・河芸地域 で実施)

◎ 危険物収集の新設

○ 3 ～ 4 か月に 1 回の収集

簡易卓上ガスボンベ、スプレー缶、ライ
ター、蛍光管・乾電池、水銀式体温計等